

令和6年度 滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減優良取組表彰 募集要項

滋賀県では、県民の皆さんに対し、ライフスタイルを見直し、プラスチック代替製品の利用、マイボトルの持参などプラスチックごみ削減に向けた実践行動のチャレンジを後押しする「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」を展開しています。また、滋賀県食品ロス削減推進計画に基づき、多様な主体が連携協力しながら、食品ロス削減の県民運動「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」を展開しています。

これらのプロジェクトによる取組の一環として、プラスチックごみおよび食品ロス削減に関して、他者の模範となる優れた取組を行った個人や事業者、団体の功績をたたえるため、表彰を実施します。

滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減優良取組表彰の選考に当たり、下記のとおり募集します。

(目的)

- 1 プラスチックごみまたは食品ロス削減に関する特に優れた取組を行った個人や事業者、団体を表彰し、その内容を公表することによって、プラスチックごみや食品ロス対策等への関心を高め、削減取組を一層強化するとともに、実践行動を促すことを目的とします。

(対象取組)

- 2 プラスチックごみまたは食品ロス削減に寄与する全ての取組が対象となります。  
ア. プラスチックごみについて

(例)

	項目	取組内容
使い捨てプラスチック製品の削減	提供方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供の取りやめ</li> <li>・提供の有料化</li> <li>・使い捨てプラスチック製品の辞退者へのポイントや値引き等の特典付与</li> <li>・アメニティ持参の呼びかけ</li> </ul>
	製品への工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック以外の素材、再生プラスチックやバイオマスプラスチックを利用した製品の開発、製造、提供</li> <li>・繰り返し使用が可能な製品の開発、製造、提供</li> <li>・軽量化した製品の開発、製造、提供</li> <li>・個別包装の見直し</li> </ul>
販売	販売方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・量り売りの実施</li> <li>・マイボトル等でのドリンクの販売</li> <li>・リターナブル容器による商品の販売と容器の回収</li> <li>・詰め替え商品の販売促進</li> <li>・容器包装の簡素化</li> </ul>
回収・	回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済みプラスチック製品の店頭回収</li> <li>・衣類（合成繊維を使用しているもの）の店頭回収</li> </ul>

リサイクル等	リサイクル	・回収した使用済みプラスチック製品の再利用・リサイクル
その他	その他	・プラスチックごみ削減の啓発活動 ・給水スポットの設置 ・上記以外のプラスチックごみ削減に寄与する取組

### イ. 食品ロスについて

(例)

	項目	取組内容
原材料	原材料などの有効活用	・規格外や未利用の農畜水産物を用いた商品開発 ・食品原料や端材、形崩れ品等の無駄のない利用
製造・販売	余剰食品の削減	・製造工程、出荷工程における適正管理、鮮度保持 ・需要予測の高度化や適正受発注の推進 ・賞味期限、消費期限の見直し（期限の長い商品の開発等） ・飲食店等での料理の量の調節や無駄のない食材の確保 ・小売店等での需要に見合った販売の促進（ばら売り・量り売りや予約販売等）
流通・保管	配送・物流	・調達距離（フードマイレージ）の短縮化、地産地消の推進 ・鮮度維持技術の活用や輸送システムの工夫・効率化による食品ロス削減
消費	消費と有効活用	・未利用品の有効活用（福祉施設等への寄付等） ・災害備蓄品の二次活用
	啓発・教育	・家庭における食品・食材を無駄にしない方法の啓発 ・外食時の食べ切りや持ち帰り等の普及啓発 ・消費期限、賞味期限表示に係る理解促進 ・学校や地域と連携した消費者教育、食育の実践
その他	循環型社会の構築	・フードチェーンの各段階における商慣習見直しによる食品ロスの削減 ・期限切れ食品の活用、循環利用（肥料・飼料化）
	その他	・上記以外の食品ロス削減に寄与する取組

(対象者)

3 次の項目を全て満たす個人、事業者、団体が対象となります。

(1) 継続的に県内でプラスチックごみまたは食品ロス削減に寄与する取組を実施したもの。

(2) 次のいずれかに該当する個人、事業者、団体。

- ・ 県内に住所もしくは勤務先を有する個人
  - ・ 県内に本社または事業所（店舗や工場、営業所等）のある事業者
- (※法人・個人の別を問わない。)

- ・県内に事務所または活動の本拠地を置く団体  
(※団体は、個人や事業者以外のもので、複数人が集まって同じ目的のもと活動している集団とする。例：社団法人、財団法人、NPO法人、自治会、婦人会、PTA、学級、クラブ、大学のゼミ、サークル等)

※自薦・他薦は問いません。また、連名での応募も可能です。

(募集方法および締切)

- 4 応募は応募書(様式)に必要事項を記入し、令和6年7月31日(水)(必着)までに電子メール、FAX、持参または郵送にて提出してください。

※個人情報の取り扱いについて

ご応募いただいた応募書に記載の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を識別できる情報については、滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課において適切に管理するとともに、「滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減優良取組表彰」の実施以外の用途には使用いたしません。

(受賞者の選定方法)

- 5 受賞者は県が設置する審査会において選定します。なお、選考に関する経緯、経過につきましては公表いたしません。

(評価基準)

- 6 以下の評価基準により審査を行い、受賞者を決定します。

評価項目	具体的な評価事項
創意工夫	自らの創意工夫により取り組んでいるか
地域連携	他者と連携した取組であるか、地域に密着した取組であるか
継続性	取組の開始時期、活動年数、継続できる取組であるか
波及性・普及性	他者の参考となり、波及効果や環境意識の醸成が期待できる取組であるか
削減効果	プラスチックごみまたは食品ロス削減の効果的な取組であるか、CO <sub>2</sub> 削減や省エネルギーにつながる取組であるか

(結果発表)

- 7 審査結果は受賞者へ直接通知します。また、県ホームページで受賞者の概要(個人は氏名、事業者、団体は名称と所在地)および受賞の理由となった取組内容を併せて公表します。

(表彰の方法)

- 8 表彰状および副賞を贈呈します。

なお、表彰式は滋賀県内で実施するサーキュラーエコノミー促進啓発イベントと同時に、同場所で開催する予定です。

※表彰式に出席される方1名分の会場までの旅費は県が負担します。

(その他)

- 9 応募内容の確認のため、ヒアリングや活動現場への訪問を行う場合があります。  
受賞者の概要（個人は氏名、事業者、団体は名称と所在地）および受賞の理由となった取組内容は、県ホームページで広く公表するとともに、県が主催するイベント等で公開、普及します。また、受賞者には広報、PR 活動等への御協力をお願いすることがあります。

なお、審査結果発表後に重大な法令違反等が明らかになった場合は表彰を取り消す場合があります。

(提出・問合せ先)

- 10 滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課 担当 佐竹  
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号  
TEL : 077-528-3477 FAX : 077-528-4845  
E-mail : df00530@pref.shiga.lg.jp